

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	山末 晋也
登録番号又は法人番号	05260932
所属する単位会	大阪府行政書士会
事務所名称	山末総合法務行政書士事務所
事務所所在地	大阪府大阪市中央区日本橋1丁目16番23号 アクティオビル402号
処分年月日	令和2年11月16日
処分内容（種類）	廃業勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。）
上記処分をした理由	<p>行政書士法第6条の4に違反した。</p> <p>（被処分者は、平成28年2月15日ごろから住所及び事務所所在地を変更しており、本会からの再三の指導にもかかわらず、変更登録の申請を行わなかった。</p> <p>また、被処分者はすでに本会から廃業勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。）処分を受けており、かつ、事務所を設置していない等の理由で大阪府知事から業務停止の処分を受けているにもかかわらず、遅滞なく、変更登録の申請を行わなかった。</p> <p>このような事実は、行政書士法第6条の4の規定に違反する。）</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法 第6条の4（変更登録）</p> <p>行政書士は、第6条第1項の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく、所属する行政書士会を經由して、日本行政書士会連合会に変更の登録を申請しなければならない。</p>